

(仮称)相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業
環境影響評価方法書に係る手続について

項 目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 2 鉄道及び軌道の建設
都市計画特例	条例第46条第1項 都市計画決定権者が事業者になわって手続を行う。
図書の提出	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項 令和元年10月11日提出
図書の縦覧の公告、公表	条例第18条第1項 令和元年10月25日市報公告 (広報よこはま10月号、環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッターで公表)
図書の写しの縦覧、公表	条例第18条第1項 縦覧期間:令和元年10月25日～令和元年12月9日 縦覧場所:環境創造局環境影響評価課 旭区役所区政推進課 保土ヶ谷区役所区政推進課 (横浜市中心図書館、旭図書館及び保土ヶ谷図書館で閲覧、環境影響評価課ホームページで方法書の全文公開を実施)
審査会への諮問	条例第18条第2項 令和元年10月29日諮問
図書の概要の周知	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条第1項 同条例第2項 周知計画書(令和元年10月11日提出) 方法書対象地域:旭区及び保土ヶ谷区の一部 周知方法:「環境影響評価方法書に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ」を方法書対象地域内にポスティング(約30,000部、10月25日から順次投函開始)他
説明会の開催	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条の2第1項 開催日:第1回 令和元年11月22日 夜間 第2回 令和元年11月24日 夜間
意見書の提出	条例第20条第1項 提出期間:令和元年10月25日～令和元年12月9日 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べるができる。 (郵送及び持参による提出又は電子申請による提出の受付を実施)

方法市長意見書の作成	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者に送付する。
方法市長意見書の公告・縦覧	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧を行う。

【条例対象事業】横浜市環境影響評価条例の手の続の流れ

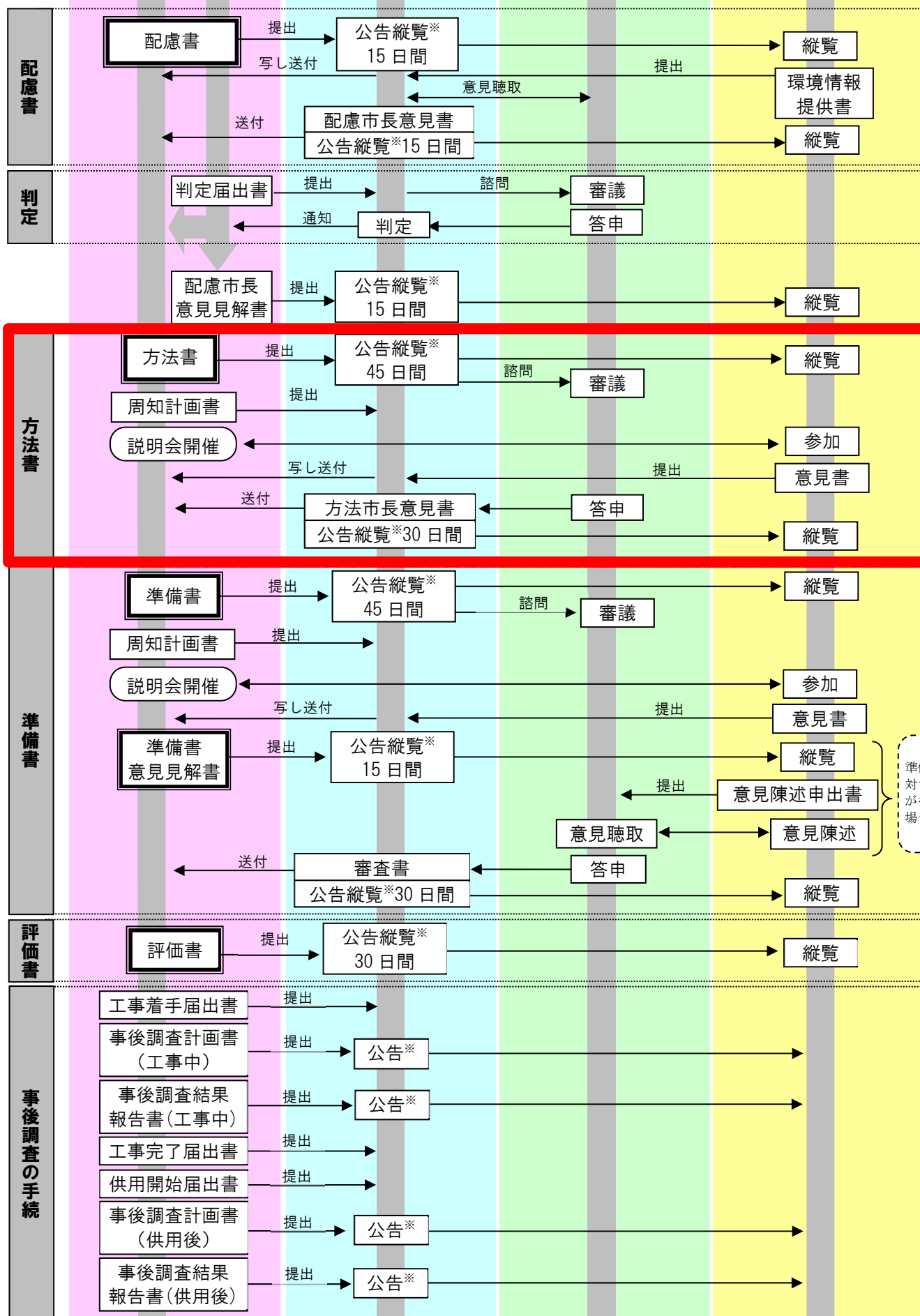
都市計画決定権者

第1分類 第2分類

市長

審査会

市民



今回の手続

準備書に対する意見書が提出された場合に限る。

※併せて、インターネット等での公表も行います。

(平成 25 年 7 月 1 日施行)

（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 横浜市環境影響評価条例に基づく都市計画特例の適用について

1 概要

（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業に係る施設は、都市計画法第 11 条に基づき、都市施設として都市計画に定めます。

横浜市環境影響評価条例の対象事業が都市施設として都市計画に定められる場合、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価手続と都市計画手続の調整を図るための特例が適用されます。本特例の適用により、都市計画決定権者が事業者に代わり環境影響評価手続を行うこととなります。

2 都市計画特例の意義

環境影響評価と都市計画の手続については、環境影響評価の審査の結果が都市計画の内容に反映されることを確保する一方、都市計画法の手続においても環境への配慮が求められており、相互に密接に関連しています。また、対象事業が都市計画に定められた場合、その段階で事業の諸元が決定されることから、その後に環境影響評価手続を実施することは、既に決定した諸元の変更を意味する場合もあり、都市計画法の領域を侵すこととなります。

このため、事業が都市計画に定められる場合の環境影響評価などの手続について、都市計画法の手続との調整を図る必要があり、特例として規定しています。

【参考】

① 都市計画決定権者が手続を行う根拠

条例第 46 条第 1 項において、対象事業が都市計画に定める都市施設である場合には都市計画決定権者が事業者に代わり環境影響評価の手続を行うこととされています。

横浜市環境影響評価条例

（都市計画に定められる対象事業等）

第 46 条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第 3 章から第 6 章まで及び第 39 条から第 41 条まで（第 33 条の規定による公告が行われるまでの間に第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項を修正しようとする場合に限り。）の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次条及び第 48 条並びに規則で定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

2 （以下略）